

●1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行●

ISSN 0911-9396

関西労災職業病

関西労働者安全センター

2002.2.10発行(通巻第313号) 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail:koshc2000@yahoo.co.jp



●関西労働者安全センター第22回総会	2
●恣意的な不当認定許さず！再審査で業務上裁決勝ち取る 全港湾弁天浜支部港湾病労災認定闘争	3
全港湾弁天浜支部 書記長 戸崎正巳	3
全港湾神戸弁天浜支部第17次労災認定闘争報告 兵庫医療生活協同組合 神戸診療所 整形外科 片岡浩之	5
●「職場における腰痛予防対策指針」を利用しよう！	8
●ハツリ作業労働者とアスベスト(石綿)	11
●労災保険Q&Aその6：社内運動会での怪我は労災か？	14
●前線から(ニュース) 連合が安全衛生センター連絡会議を開催 愛知	18

1月の新聞記事から／19
表紙／足場用パイプ亜鉛メッキ後バリ取り作業
(金属機械港合同矢賀製作支部)

'02 2

関西労働者安全センター 第22回総会

記念講演： **記者が見た労災隠し**
大島秀利（毎日新聞社会部）

日頃よりひとかたならぬご支援、ご協力をいただいておりますことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

さて、本年の定期総会を下記の通り開催いたします。

総会では、安全衛生、労災職業病をめぐる現状、労働行政や使用者側の動向を分析しながらこの1年間の安全センターの活動を総括し、新年度の運動方針を確立したいと考えます。

なお、記念講演として、講師に毎日新聞社会部の大島秀利氏を迎、「労災隠し」について話していただきます。大島氏は、多くの労災が社会保険扱いとなっていた問題や建設労働者や外国人労働者の「労災隠し」の実態などを取材し、毎日新聞において一連の「なくせ！労災隠し」に取り組まれました。これまで環境問題、とくに原発の問題について取材・報道されてきており、その中で培われたセンスが、「労災隠し」問題をどうとらえたのでしょうか？

本総会に是非とも多くの会員、関係者の皆様のご参加をいただけますようご案内申し上げる次第です。

日時：4月6日 午後1時30分～4時

場所：エル大阪（5F視聴覚室）

地下鉄・京阪「天満橋駅」から西へ徒歩5分）

恣意的な不当認定許さず！ 再審査で業務上裁決勝ち取る

全港湾弁天浜支部港湾病労災認定闘争

神戸港における港湾病認定闘争の歴史は長い。すさまじい重筋労働によって腰痛をはじめさまざまな障害を発症した多くの被災労働者の闘いは、労災認定という局面では、総体的な健康障害の実態を矮小化し、限定的病像に押さえ込もうとする労働行政、認定基準との闘いであり、かつまた、現実に学ぼうとしない旧態依然とした医学との闘いだった。

表1をご覧いただきたい。明確な業務上疾病として労災請求したにもかかわらず、何人もが業務外とされるという非道と、障害部位を極めて限定して認定するという非常識な取扱いを受けたことがわかる。

こうした中、16次認定闘争において、40年近く港湾荷役作業に従事してきた経歴を持ちながらただひとり業務外とされた労

働者Aさんについて不服審査請求が闘われ、兵庫局段階での審査請求では棄却されたものの、再審査請求において原処分取消の業務上裁決が勝ち取られた。

Aさんについても「腰痛症」のみを業務上とするなどその裁決内容には大きな問題がある一方（慢性腰痛症、頸椎症、両変形性膝関節症、陳旧性右手関節症で労災請求）、闘争経過を踏まえれば意義は大きく、本件に際し、長い闘争を継続してきた当該労組である全港湾弁天浜支部書記長の戸崎正巳氏と医師として闘争を支えている片岡浩之医師に報告を寄せていただいた。

我が国の筋骨格系疾患の労災問題の原点ともいえる港湾病認定闘争に今後とも注目し、学んでいかなければならぬと考える。

（事務局）

労災職業病闘争で再審査請求勝ち取る！

全港湾弁天浜支部 書記長 戸崎正巳

今年11月、初診より5年半に渡る労災認定闘争で中央審査会は「原処分取り消し」の

判断を下し、組合員の非災害性疾病（慢性腰痛症）が労災保険適用として認められた。

表1 神戸港の港湾病院労災請求・認定の状況

2. +1は、1次は審査請求、16次は再審査請求によつて認められたもの

第16次労災職業病は、97年4月4名を申請し98年3月に3名が業務上と認められ、1名が業務外であった。その1名の署の決定に不満を表明し、審査請求を兵庫労働基準局に提出するも、局は主治医の意見が遅れたことを理由に、たいした審査もしないまま、監督署判断を支持する回答を示した。

これを不服とし、再審査請求を99年2月におこない審議が開始された。00年3月には、公開審理がおこなわれ、中央審査会に申請者本人と申し立て代理人が上京し意見陳述をおこなった。その後1年半におよぶも何ら返事のないまま経過し、抗議と催促の文章を送付するなどの行動をおこない、この度の結果となった。

今回の裁決は、この間の職業病闘争を大きく前進させるものとなった。これまで（16次まで）に159名を申請し、120名が認定された。しかし、その中で多くの被災者が労働行政の犠牲になったと言わざるをえない。それは「当局に申請者全員の認定はできない」との基本的考え方があったからである。それを1名の再審査請求を認めさせたことにより、集団申請全員の認定を認めさせたことは、我々の主張が全面的に認められたことでもある。

内容的には、「年相応以上の高度な骨棘形成がみられ疼痛を伴っている」とし、「主治医の意見書における腰部の骨変化を読み解する双方に違いがあった」としている。これは、こちらから当初より主張していたことではあるが、結果として審査会を動かしたことであり、署の決定をくつがえしたものであることに間違はない。また、勝因の大きなも

のは、最後まで本人があきらめなかつたことである。これに引き続き現在申請中の17次5名(*)の全員認定に向け頑張つて行きた

い。

(*昨年12月21日、腰痛のみだが全員認定された。)

全港湾神戸弁天浜支部第17次労災認定闘争報告

兵庫医療生活協同組合 神戸診療所
整形外科 片岡 浩之

問題。

業務上腰痛の現状について誤っているのはどれか、2つ選べ。

- a 最近の年間の業務上腰痛は年間1万件を上回つてゐる。
- b 業務上腰痛の頻度は年々増加傾向にある。
- c 産業別では非製造業に多く発生してゐる。
- d 業務上の負傷に起因する疾病のうち腰痛が80%近くを占めている。
- e 業務上腰痛は“災害性腰痛”が“災害によらない腰痛”より圧倒的に多い。

これは日本整形外科学会の認定する専門医になるための想定試験問題の1つで、正解はaとbである。解説として、以下のように記されている。

『日本における業務上疾病は1970年代から徐々に減少しており、最近では年間1万人を下回つてゐる。業務上腰痛も業務上疾病と同様に減少傾向にあり、平成11年度は年間5000名ほどである。業務上の負傷に起因する疾病は業務上疾病の70%

を占めているが、このうち80%を腰痛が占めている。業務上腰痛は災害性腰痛と非災害性腰痛に分けられるが、災害性腰痛が95%以上で、非災害性腰痛の頻度は少ない。産業別では、製造業より非製造業に多く発生しており、非製造業の中で運輸交通業がもっとも発生率が高い。』

あらためて安全センター情報2001年9月号で整理された統計をみると、非災害性腰痛のこの14年の総数が、事業主の届出件数で2452件、労災認定件数で569件、それぞれ1年平均で175件、40件という実態である。関係者には周知の事実とも思われるが、労災職業病闘争に関与している整形外科医としては屈辱的な数字である。それ以上に腰痛を抱え日々労働している人々の存在に思いを馳せるなら、憤りすらおぼえる。

さて非災害性腰痛の業務上認定をめぐつて、この間も絶えず問題となり、大きく立ちはだかってくるのが、1) 認定基準(業務上腰痛の認定基準等について—昭和51・10・16基発第750号)と2) 労働基準局地方労災医

員（兵庫県ではI医師）である。

認定基準については、これまでにも全国あちこちでその実態にそぐわない非現実性、非科学性、恣意性が暴露されてきているが、各労働基準監督署では実際に現在でも業務上外認定の行政判断を「基準を運用して」行っている。全港湾の認定闘争でも必ず焦点化するのは、「重量物を取り扱う業務又は腰部に過度の負担のかかる作業様態の業務に相当長期間（おおむね10年以上をいう）にわたって継続して従事する労働者」においては、「胸腰椎に著しく病的な変性（高度の椎間板変性や椎体の辺縁隆起等）が認められ、かつ、その程度が通常の加齢による骨変化の程度を明らかに超える」ことが要請される点である。しかし、通常の加齢変性という概念は曖昧かつ主観的なもので基準たりうるものではなく、またX線像と臨床像とは必ずしも完全に一致するものではない。

港湾荷役による筋骨格系の運動器疾病は、来る日も来る日も重量物を繰り返し文字通り全身で扱う重筋労働から、頸から肩、上肢の各関節、全身骨格の中心たる全脊柱、とりわけ胸腰椎移行部や下位腰椎、また下肢の各関節にも通常の生活・労働では考えられない物理的ストレスが永年にわたって加わり、不可逆的な筋肉の緊張亢進と機能的－器質的短縮、脊柱もふくめ各関節の破壊－増殖性変化が著しい。実際の年齢よりも老けて見えることが多く、歯が悪い人も多い印象がある。診断－治療の基本は問診にはじまり、歩容をはじめとした姿勢、脊柱そして各関節の可動性、支持性、アライメントの異常、それをきたしている骨格を連結してい

る筋肉、上肢・下肢の神経症状などの総合的評価である。その中で単純X線は不可欠の検査ではあるが、X線像ですべてが説明できるわけでは決してない。

労働基準局地方労災医員いわゆる局医であるが、審査請求の結果、当初どういった見解を述べていたかが垣間見られることがあるが、X線フィルムを何枚かみて、「通常の加齢による骨変化」と比較し「医学的」に判定し、監督署の決裁に根拠を与えることがその役割となっている。第17次の認定闘争の中でも明らかになったことであるが、単純X線フィルムからとる所見は局医であれ主治医であれ同じである。それを患者の病像を捉える上でいかに解釈するかこそが重要なのだが、局医は、単純X線フィルム所見から一足跳びに業務上・外の結論に至っている。患者の陳述した詳細な重筋労働歴、監督署での聴き取り、各画像所見をも加味した総合的判断を提示した主治医意見書に対し、監督署の意を受けてか否かは知らないが、各部位についてX線フィルムを見て、これは〇、これは×としているに過ぎない。医学的でも何でもない、乏しい情報から下した單なる主観である。

第16次の申請者4名の内、審査請求も退けられ、昨年末に再審査請求で業務上認定を克ち取った1名も、本人そして組合の粘り強い闘いによるものであるが、主治医と局医のX線像所見の解釈をめぐる内容上の対立が整理され、その結果認定されたのではなく、基準を前提に、再審査過程での検討で「加齢変性を超えていた」という判断だったに過ぎない。

さらに第17次において申請した5名についても、慢性腰痛症については全員業務上認定を充ち取ったが、その他の部位、頸椎や肩、肘、手指、膝などについては同部のX線フィルムをみて○、×とした(○はなかったが)局医の意見に完全に従った形で、そのすべてが業務外とされるという結果になった(表2)。今後の労災保険治療費の請求行為に対して、あらためて検討し直して対応するという監督署の譲歩付きではあるが、個別に十分な検討をしたということから対極にある、きわめて恣意的な結論である。

尚、単純X線像からだけでは判断材料として不十分であるという意見に対し、第16、17次では監督署そして局医は組合と診療所に対診要請、つまり労災申請者を直接診察したいと言つてきていたが、これまで前例がないことと、監督署の決裁に今まで以上に局医の見解の比重が高くなることを懸念し、結果的にこの要請を拒否したことを附記しておく。

表2 第17次港湾病労災請求・認定結果一覧

被災者	部位別傷病名	業務上外
1	慢性腰痛症(腰椎変形性脊椎症、腰椎変性すべり症) 変形性肩関節症 変形性膝関節症	○ × ×
2	慢性腰痛症(腰椎変形性脊椎症) 変形性手指関節症 変形性肘関節症 変形性膝関節症 頸椎変形性脊椎症	○ × × ×
3	慢性腰痛症(腰椎変形性脊椎症) 変形性手指関節症 左肩鎖関節障害 変形性膝関節症 頸椎変形性脊椎症	○ × × ×
4	慢性腰痛症(腰椎変形性脊椎症、腰部脊柱管狭窄症) 頸椎・胸椎変形性脊椎症	○ ×
5	慢性腰痛症(腰椎変形性脊椎症、腰椎変性すべり症) 頸椎変形性脊椎症 変形性膝関節症 変形性手指関節症	○ × × ×

心からだに優しい パソコン 活用 ガイド

チェックポイント 35

疲れ目、肩こり、腰痛、ストレスを追放!

安全で健康にコンピューターを使いこなすための [ご注文・お問い合わせ先 : 書店でもお求めできます]
情報や工夫・知恵を満載

[著者] 酒井一博
(財)労働科学研究所副所長

[漫画] さとうしんまる
[発行] 全国労働安全衛生センター連絡会議

関西労働者安全センター

〒540 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528

A5版・約130頁

[定価] 1,500円

[安全センター特価] 1,200円(送料別)

「職場における腰痛予防対策指針」を利用しよう！

作業を原因として起こる職業性（作業関連性）腰痛は多く、対策の工夫を積み重ねている現場もあれば、配置転換などでしか対応できていない場合もある。多発職場で、腰痛休業でクビというメチャクチャなことも少くない。

労使関係の状況、経験の深浅など千差万別の職場実態にあって、「行政もこういう目安を文書で出している」ということは時として役に立つ。その意味でこの「指針」は要チェック、腰痛対策のための職場改善の一助になればもうけものだ。以下に内容のごく一部を紹介する。

安全衛生情報センター（<http://www.jaish.gr.jp/>）のサイト、http://www.jaish.gr.jp/hor_s_shsi/hor_s_shsi/903から全文が入手できる。最寄りの労基署、労働局労働衛生課でもOK。連絡いただければ当センターからも実費で送ります。

「本文（別紙付き）」と「解説（参考付き）」

「指針」は当時の労働省が作成し、1994年9月6日付基発第547号通達「職場における腰痛予防対策の推進について」の

「別添」として公表された。通達には、指針の「解説」が記載され、その「解説」と指針は「一体のもの」とされる。

特徴は、個人の努力や不注意の戒めといった個人責任よりも作業・環境改善に重点を置いていると思われることで、個人差や夜間作業に対する配慮、小休止・休息や負担の少ない作業との組み合わせ、体操等の効用といった具体的な要點にも言及している。

指針本文は、1 はじめに、2 作業管理、3 作業環境管理、4 健康管理、5 労働衛生教育等、の5つのパートからなる。「別紙 作業態様別の対策」が付属し、ここに腰痛多発5作業の基本的対策が特記されている。腰痛多発5作業とは、（1）重量物取扱い作業、（2）重症心身障害児施設等における介護作業、（3）腰部に過度の負担のかかる立ち作業、（4）腰部に過度の負担のかかる腰掛け作業・座作業、（5）長時間の車両運転等の作業。

これらに「解説」がつき、これには「参考1 腰痛健康診断問診票」「参考2 腰痛健康診断個人票」「参考3 作業前体操」「参考4 腰痛予防体操（例）」の参考資料が付属する。

作業・環境改善指向で

「重たいものを持つときは特に注意し、不自然な姿勢にならないようにする」では対策にならない。その点、指針の記述はかなり具体的だ。たとえば、

「作業管理」の項では、第1に自動化、省力化が推奨される。「作業姿勢、動作」では前傾前屈など「不自然な姿勢」が具体的に示され、正面向き作業ができる作業台や作業空間の確保を求める。不自然な姿勢を取らざるを得ない場合には支柱や腰部保護ベルトの使用、長時間の同一姿勢を避けるために（自発的な）小休止・休息への配慮などを求める。

作業標準の策定に際しては、作業が過大とならないように性、年齢へ配慮し、「正しい姿勢で」等のあいまいな表現は避け、必要に応じイラストや写真などを用い」る。作業時間は女性、中高年者に配慮して設定する。どうしても腰部に負担が避けられない作業形態の場合は、「他の腰部負担の少ない作業と組み合わせる」。コンベアなどの作業速度は個人差を考慮し交代員配置などで適正化する。夜勤の作業量を昼間より減らす。

休憩は予防にとって重要なので広さと快適さをもった設備を確保する。

腹帯などの腰部保護装具は筋力低下にならないように使用する。衝撃、転倒を防ぐために適合性のよい（大きすぎず、土踏まずや指のつけ根等足底のアーチをしっかりと支えるもの）安全な（滑りにくいもの、底が薄すぎたり、堅すぎたりしないもの）作業靴を

使用する。

「作業環境管理」の項では、低温の影響を防ぐための保温に配慮し、暖房設備を設け、滑り・転倒を防ぐためにも適切な照明を確保する、床面の段差をなくし滑らないようする。設備配置については「労働者が設備等に合わせて作業するのではなく、労働者に設備等を合わせる」など人間工学的配慮を行う。

健康診断、体操、教育

「健康管理」としては、「重量物取扱い作業、介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する労働者」（重量物取扱い作業、社会福祉施設等における介護作業のほか、これらに準ずる作業で、例えば、腰痛が発生し、又は愁訴者が見られる等腰痛の予防・管理等が必要とされる作業に常時従事する労働者が目安）に対して、配置前と6ヶ月以内ごとの定期検診を実施し、結果に基づいて作業方法等の改善、作業時間の短縮など必要な措置をとる。

健診はやりっぱなしにはしない。「単に腰痛者の発見、治療を目的としたものではなく」、「産業医等の意見を十分に聴取し、作業内容の適否等を考慮しながら、作業環境の整備、作業方法の改善、作業時間の短縮等を行わなければなら」ず、この場合、健康管理に役立てるだけでなく「作業の種類等により分析し、比較・検討した上で、作業環境及び作業方法の改善に反映する」ようとする。もちろん、「異常が発見された場合」は、「産業医等の意見に基づき、必要な治療・運動療

2 軟部組織伸展体操 (腰筋筋膜筋群と軸幹直立筋群の伸展体操)		
イ 下肢交差体操	下肢を交差して立ち、前足は膝を軽く曲げ、後ろ足は膝を伸ばして、おじぎする。ついで、足を入れ替えて同じ動作をする。片側で各々10回ずつ。1日に2~3回行うこと。	
ロ 下肢拳上体操	仰向けで腰伸展下肢を拳上させる。各側20回ずつ。1日に2~3回行うこと。	

図1腰痛予防体操例

労働衛生教育は、雇い入れ時、配置換え時は確実に、腰痛患者発生時、工程・設備等変更時にも行う。講師は知識・経験のある産業医等に依頼し、「視聴覚機器の使用や小グループ指導、討議等の方法を取り入れて、教育効果が上がるよう工夫する」。

作業態様別の対策

法の指導等の措置」を講じる。

作業前体操や腰痛予防体操を実施する。

こうした健康管理用に、腰痛健康診断問診票などが参考資料としてつけられている。

図1は腰痛予防体操（例）の一部。

腰痛多発5作業については別紙に特記され、これにも「解説」がつく。表1は「Ⅲ腰部に角の負担のかかる立ち作業」の部分。

表1 「Ⅲ 腰部に過度の負担のかかる立ち作業」の対策

腰痛予防対策指針(本文)	腰痛予防対策指針の解説
<p>組立作業、サービス業等における立ち作業においては、拘束性の強い静的姿勢を伴う立位姿勢、作業機器の不適切な配置、作業方法等により、前屈姿勢や過伸展姿勢等腰部に過度の負担のかかる姿勢となる場合がある。</p> <p>このよな立位姿勢をできるだけ少なくするため、次の対策を講ずること。</p> <p>1 作業機器の配置</p> <p>作業機器の配置は、前屈、過伸展等不自然な姿勢での作業を避けるため、労働者の上肢長、下肢長等体型を配慮したものとする。</p> <p>2 他作業との組合せ</p> <p>長時間の立位姿勢保持を避けたため、腰掛け作業等他の作業を組み合わせて行わせること。</p> <p>3 椅子の配置</p> <p>(1) 立ち作業が長時間継続する場合には、椅子を配置し、作業の途中で腰掛けて小休止・休息ができるようにすること。</p> <p>(2) 椅子は高さ、角度等を調整できる背当て付きの椅子を用いることが望ましい。それができない場合には、適当な腰当て等を使用させること。また、椅子の座面と作業台の空間を十分に取り、膝及び足先を自由に動かせる空間を取ること。</p> <p>4 片足置き台の使用</p> <p>両下肢をあまり使用しない作業では、作業動作位置に合わせて適当な高さの片足置き台を使用せること。</p> <p>5 小休止・休息</p> <p>立ち作業を行う場合には、おおむね1時間につき、1、2回程度小休止・休息を取り、下肢の屈伸運動やマッサージ等を行なうことが望ましい。</p> <p>6 その他</p> <p>腹圧を上げるために、必要に応じ、腰部保護ベルト、腹帯等を使用せること。</p>	<p>1 作業機器の配置</p> <p>作業機器の配置が適当でない場合は、前屈姿勢や過伸展姿勢を強いられることがあるが、これらの姿勢は椎間板内圧を著しく高めることが知られている。</p> <p>また、作業面を身長に合わせるための最も簡単な方法として、足台の使用がある。</p> <p>2 他作業との組合せ</p> <p>腰椎にかかる荷重負担は、立位姿勢より椅子座位姿勢のほうが大きいため、立位姿勢に椅子座位姿勢を組み合わせる場合には、腰痛の既往歴のある労働者に十分配慮する必要がある。</p> <p>3 椅子の配置</p> <p>長時間立位姿勢を保つことにより、椎間板にかかる内圧の上昇のほかに、脊柱支持筋及び下肢筋の筋疲労が生じる。椅子の使用は、脊柱支持筋及び下肢筋の緊張を緩和し、筋疲労を軽減するのに効果がある。</p> <p>4 片足置き台の使用</p> <p>片足置き台に、適宜、交互に左右の足を載せることは、腰痛の予防に効果がある。片足置き台は適切な材料で、安定性があり、滑り止めのある適当な大きさ、高さ、面積のあるものとする。</p> <p>5 小休止・休息</p> <p>小休止・休息を取り、下肢の屈伸運動等を行うことは、下肢の血液循環を改善するために有効である。</p>

ハツリ作業労働者とアスベスト(石綿)

耐火用の吹き付けアスベストばかりでなく、建築物には多くのアスベスト製品が使用されていて、建築、改造、解体の過程でアスベストが飛散し、直接、間接にそうした作業に従事する建設労働者は一般人や他の粉じん作業労働者よりもはるかに濃厚な石綿曝露にさらされてきたとみられる。

現在も、何万トンものアスベストが輸入され、大半が建材に使われている。したがつて、こうした職業性曝露は今後相当長期間継続することになる。事態は深刻だ。

ハツリ作業での曝露

建設・解体現場での最も濃厚な粉じん曝露にさらされる作業として、「ハツリ作業」がある。コンクリート構造物の破碎、切削を必要とする工程、たとえば、コンクリート打ちをした後の整形、改造時の内装の取り扱い、壁のぶち抜き、解体全般などにおいて、ほとんどをコンクリートカッター、ブレーカーなどの振動工具を使用して行う。特殊な例では煙突の解体を専門とするハツリ作業者もいる。

砂の粉じん(いわゆるケイ酸粉じん)をはじめ様々な鉱物質粉じんだけではなく、木材などの有機質粉じんを吸入する。その中

で、アスベスト粉じんを吸入する機会が多々あるとみられる。

たとえば、改造・解体の場合の耐火用吹き付け石綿のはがしや建材の破碎、空調設備に使用されている断熱保温被ふくのバラシ、ハツリ作業時に、隣接して行われている建材加工作業からの間接曝露などだ。

粉じん対策とガン予防

じん肺患者に肺がんが多いことはすでに明



ライトピックハンマによるハツリ作業

らかで、その原因としては、じん肺という病気が肺がんの原因になっていると言われるとともに、じん肺の原因となった粉じん(物質)そのものの多くが発ガン性を持っていることがわかっている。(そのほか、ディーゼル排ガスなど作業現場で一般環境に比して明らかに高濃度に吸い込むことが多い発ガン物質も多々あり、こうした観点からも「じん肺患者の肺がん」は合併症にするべきだといえる。)

もっとも一般的な粉じんであるケイ酸粉じんの発ガン性についてはこれまでじん肺肺がん問題とのからみで何度も本誌で報告してきたとおりだが、アスペストの発ガン性はもっと以前から明らかにされており、安衛法の中でも発ガン性物質としての規制が行われている。

じん肺にならないための粉じん対策は、ガンという重篤な障害を防止するという意義がある。

ハツリじん肺と石綿曝露

さて、実際のハツリ作業におけるアスペスト濃度測定の結果は知られていない。しかし、じん肺患者の検査結果から、ハツリ作業によるアスペスト曝露の証拠があるとの報告がされてきている。

東京社会医学研究センターは「はつり作業者におけるじん肺症の6例」(産衛誌42巻、2000、662頁) 中で「また、見落とされがちであるが6症例中5例にアスペスト吸入歴を示すと言われている、胸膜肥厚斑があることによりアスペストの吸入機会が多い

職種であるとの認識も強く持つ必要があると思われる」としている。

じん肺と肺がんの因果関係を認めないという、犯罪的な誤りをおかした「じん肺症患者に発生した肺がんの補償に関する専門検討会報告書」(2000/12/5) にさえ「これらの報告にみられるように、じん肺患者が職業上吸引する粉じんは多種多様であり、職種や職場によっては非意図的に石綿ばく露を受ける場合もあることが推測される。ことに鋳物作業、ハツリ作業、造船所での溶接作業などでは過去には石綿ばく露の機会があつたことは十分に疑われる。じん肺肺がん症例における石綿小体等の医学的所見があれば、石綿によって生じた肺がんの場合もありうることを念頭に置く必要がある。」と記されている(ただし「過去には」というのは、明らかな間違い、あるいは意図的で、ここにもこの報告書の問題性が如実に表れている)。

実際、じん肺肺がんによる死亡で労災請求したハツリじん肺患者の事例で、死後の病理理解剖で採取した肺組織からアスペストの職業性曝露を示すだけの相当量のアスペスト纖維、アスペスト小体が検出されたため、「アスペスト肺がん」による死亡として労災認定されたということが最近あった。この方は、管理区分4未満であったので、現行の労災認定基準上、「じん肺肺がん」としては労災補償の対象外とされていたところで、解剖による組織の分析結果がなければ、ほぼ確実に労災認定はされなかつたみられる。

じん肺悪化を遅らせ、 発ガンリスクを下げるために

現場では確実な粉じん対策。すでにじん肺になってしまった方は、じん肺悪化をできるだけ防ぐための適切な療養生活を送るしかない。

中でも、禁煙は重要。

アスベストとタバコは肺がんに対して相乗効果があるとされる。一般的にリスクは、アスベスト5倍、タバコ10倍、両方合わせると50倍といわれているので、タバコをやめるだけでリスクは数分の1以下にぐっと減少することになる。

アスベストばく露歴があるじん肺患者（アスベスト作業者、ハツリ作業者など）にとって、致命的な肺がんのリスクを飛躍的に高めてしまうタバコは絶対禁物だ。

また、タバコがじん肺そのものにとっても悪影響があるのはもちろんので、とにかく、じん肺のある方は、なんとかして禁煙に取り組んでもらいたい。

やめようと思ってもなかなかやめられないのがタバコ。その原因は、ニコチンへの薬物依存に陥っているためだということがわかっているので、医学的な禁煙指導を受けるのが効果的。主治医に相談して手助けしてもらうのが最もいい方法だ。

（事務局）

中国：ここ数年で職業病患者が急増

『北京晚报』2日付報道によると、現在中国には42.5万人の塵肺病患者があり、世界で塵肺病患者が最も多い国となっている。同報道によれば、この病気は職業病の1つであり、いくつかの企業は労働者の健康権益を軽視、中国の職業病の発病率を上昇させている。

調査によれば、83%の郷鎮企業に職業病高発病率の危険が潜んでおり、そのうち60%の企業が何も予防措置をとっておらず、また三資企業（台湾・香港・マカオ資本企業）における職業病の発病率も高くなっている。企業のハイテク化により、以前にはなかったような重度の職業中毒も増えてきている。専

門家は、職業病は1度発症すると治療が難しいので、早急な予防対策が望まると指摘している。

また専門家によれば、中国の世界貿易機関（WTO）加盟後、中国企業は世界の市場競争に直面することになるが、こうした危機感も職業病発生の一要因となっている。ただし、職業衛生管理はこうした国際競争に打ち勝つための必須条件ともいえる。先月27日には『中華人民共和国職業病防治法』が全国人民代表大会で可決され、2002年のメーデーから施行される予定。

（発信：2001/11/06(火) 02:29:46 中国情報局 http://news.searchina.net/2001/1106/general_1106_001.shtml）

労災保険 Q君 & A 氏



その6：社内運動会での怪我は労災か？

社内ソフトボール大会で怪我

A氏：土曜日に行われた社内のソフトボール大会に出て、センターオーバーのヒット。1塁2塁と回ってサードベースも踏んでホームへ…と思ったら、グラウンドの凸凹に足を取られて転倒、動けなくなった。痛みがひどくそのまま病院に担ぎ込まれる事態に。骨にヒビが入ったっていうんだ。この怪我は労災扱いになると思う？

Q君：う～ん、労災だと言いたいところだけれど違うんじゃないですかね。「ソフトボール大会なんか興味ないよ」って言ってその日休んだヤツが、欠勤扱いにならないでしょ。もしそうだったら仕事とは言いがたいんじゃないですか。ま、よくある話のように思えますかね。

A：さすがQ君、勘がスルトイというか、なかなかの推論だね。でも、もともとこういう社内の行事なんていうのは、経営の観点からいっても親睦を図って、仕事がスムーズに進むようにやっているもんだから仕事に密接に関連していると言つていいんじゃないかな。それに社内運動会や忘年会などの宴会にしても、職場の単位で開催する場合、特別の理由でもない限り、出るのが普通のようを感じているのが多数派じゃないか。だったら参加しなけりゃ欠勤なんてことなくとも、広くとらえて業務に準ずるとみて労災保険で補償してもよさそうなものじゃないか。

Q：オコトバですが、だいたい労災保険というのは労働基準法に定められた使用者の災害補償責任を填補するものでしょう。そんなソフトボールや忘年会やなんかも仕事で使用者責任があるなんて言われたらまたのじやないってなことになりませんか…アレッ、これQとAに入れ替わっていませんか？

A：QもAもどっちでもいい。使用者責任というけれど、労災保険が労働者の保護のためにあるんだから、仕事の範囲を広めに考えても何も矛盾はないと思うんだがね。通勤災害だって業務と密接な関係があるということで、使用者責任じゃないけれども労災保険で扱うようになったんだし、そういう関係からいえば、認めてしかるべきではないかということになると思うよ。

Q：ということは、やっぱり今の労災認定の基準ではダメなんでしょう。

A：しっかり枠がはめられているんだ。「運動競技に伴う災害の業務上外の認定について」という行政解釈通達（平成12.5.18基発第366号）では次のように書いてある。

「① 事業場内の運動競技会

(i) 運動競技会は、同一事業場又は同一企業に所属する労働者全員の出場を意図して行われるものであること。

(ii) 運動競技会当日は、勤務を要する日とされ、出場しない場合には欠勤したものとして取り扱われること。」



この(イ)と(ロ)の両方がないと業務とは認めないとすることにしてるんだ。

Q: やっぱりね。けれど、その被災者がソフトボール大会の世話役で、大会事務局のメンバーだったら業務になるんでしょうね。

A: そりゃもちろんそういうことになるよね。総務部の人で大会の企画と運営のスタッフとして参加したというのならモロに仕事ということになるからね。ただ、大会事務局のスタッフは、審判はやっても、あまり試合には参加しないよね。選手として試合に出てる状態になったとしたら一般の参加者になってしまふなんて判断もある。

Q: それはあまりに意地悪というか酷というか・・・。

A: 実はそんな事例があったんだ。ある外食産業の会社の総務部スタッフとして大会の計画段階から仕事として参加し、当日も朝早くからきて会場を設営して大会に臨んだ。試合のスケジュールが進んで、ある支店のチームに欠員ができていることが分かり、臨時の選手として試合に参加することになった。その試合中の怪我だったというわけ。

Q: 試合をスムーズに進めて参加している人たちも楽しめるように、事務局の人が助っ人として選手になったというわけですよ。

A: ところが労災保険の請求を受けた労働基準監督署は、選手として試合に出たときから一般の参加者になっている。試合に出るのはあくまで任意なのだから業務ではないと判断し、業務外として不支給処分を行ったというんだ。

Q: 約子定規に細かな論理を進めると、そんな判断もあるのかも知れないけれど、それでは業務の範囲が狭すぎますよね。

A: 結局、この事例では労災保険審査官の段階で、取消決定となり、業務上災害として補償されることになったけどね。まあ、いろいろな判断があるもんだよ。

Q: 思いついたんですが、そういうことなら会社で運動会をやるときには、会社が主催をするのはもちろんとして、必ず全員出勤で行うようにして、少なくとも欠勤には賃金の上でペナルティを課すようにしておけばいいんじゃないですか。

A: しかし、そりゃなんだか本末転倒の話のような気がするけどね。

マラソン選手が走るのは仕事か？

Q: 社内運動会はともかく、社外の競技会はどうですか。野球にラグビー、バレー、駅伝、会社のロゴマークが入ったユニフォームで全国制覇を目指す社会人チームの選手は、仕事としてスポーツをやっているんでしょう？

A: いま社内競技会の基準で、平成12年の厚生労働省の行政解釈通達を紹介いただろう。この通達文書が新たに作られた理由というのが、企業スポーツの選手の業務の範囲についての問題だったんだ。具体的にいうと、エスビー食品のマラソン選手が北海道で行われた強化合宿で、合宿先を移動中に交通事故で死亡したという例。

Q: ああ、そんなことがありますましたね。僕はまだ小学校だったと思うけど、エスビーの金井と谷口が突然事故で死亡してしまったっていう。

A: オッ、随分と前の話なのに詳しいね。

Q: マラソンは好きでしたからね。たしかオリンピックかなんかの合宿で、早稲田大学の選手なんかとも一緒にいたとかいうようだ。

A: うん。実は労災補償の上で問題になったのもそこなんだ。平成2年8月、事故の起きたときどういう状況だったかというと、その年の9月なかばに開催予定のアジア大会に出場が決まっていた、金井選手、谷口選手、それにトレーニングパートナーの松尾選手の3人は、エスビー食品陸上部の強化合宿先である

北海道常呂郡常呂町からアジア大会の日本代表選手強化合宿が行われる札幌市へ移動中だったというんだ。

Q: ああそうですね。たしか乗っていたワゴン車は早稲田大学のものだったんですよね。

A: そう。免許取り立てだった早稲田のスタッフスタッフがエスビー食品の選手を女満別空港まで送る途中に、運転を誤って対向車線にはみ出して軽トラックと激突、大破したという事故だった。死亡したのは3人のエスビーの選手と隨行していたアシックスの社員だったんだ。アシックスの社員は、エスビー食品選手に付くこと自体が仕事だから、問題なく業務上との判断が可能だけれども、エスビーの選手たちは会社の合宿が終わって、これから陸上競技連盟が主催する代表選手強化合宿へ参加するための行動中だったというわけだ。結局、陸連の合宿はエスビー食品の業務かどうかということなんだ。

Q: 陸連の合宿だから会社の手は離れていて、直接エスビー食品の支配、管理のもとにはないという判断が成り立つわけですね。

A: それで労災の請求を受けた労働基準監督署は、「被災者の陸連合宿への参加は、陸連によって選考され、所属事業場の配慮により、アジア大会の日本代表選手の一員として参加するものであり・・・」とし、事業を代表するものとは認められないと判断し、業務外と判断したわけなんだよ。

Q: そりや、素直に考えてヒドイ話だなと思えますね。だって企業スポーツの選手がオリンピックでもなんでも代表選手になって活躍するというのは、会社にとってこれほどの宣伝効果はないわけでしょう。たとえ日の丸のユニフォームで走っていても、アナウンサーはエスビーの金井選手っていうわけだし。そもそも、会社はそういう効果があるから給料も払っているんだろうし。

A: まあまあ・・・でも確かに会社がいくら「こ

の選手を代表にしたい」といっても決まるわけではないし、参加するときには日本のJOCや陸連の支配化にはなるからね。で、この労災保険遺族補償請求不支給処分については、審査請求、再審査請求と続いて、平成8年6月の労働保険審査会採決で取り消されたんだ。理由をかいづまんで言うと、陸連合宿の日時、場所は確かに陸連が決定し指示したが、会社はその合宿への出張を命令していると推認でき、指定場所への移動方法なども会社側の判断に委ねられていたのだから結局会社の支配、管理下にあったということなんだ。

直接会社の支配下でなくとも業務中

Q: 到着するまでは、未だ会社の支配の下にあったというわけですね。それじゃ、到着してからの事故だったらどうするんですかね。

A: そういうことがあるから平成12年の新しい行政解釈が出たというわけなんだ。この通達文書にはこう書いてある。

「・・・次に掲げる要件のいずれをも満たすこと。

イ 對外的な運動競技会

(イ)運動競技会出場が、出張又は出勤として取り扱われるものであること。

(ロ)運動競技会出場に関して、必要な旅行費用等の負担が事業主により行われ(競技団体等が全部又は一部を負担する場合を含む。)、労働者が負担するものではないこと。

なお、労働者が個人として運動競技会に出場する場合において、上記(イ)及び(ロ)の要件を形式上満たすにすぎない場合には、事業主の便宜供与があったものと解されることから「業務行為」とは認められないものであること。」

それから基準の留意点を示した文書(平成12.5.18 事務連絡第12号)でも次の

ように解説している。

「(6) 國際大会等への出場の実態等について

労働者が國や地域を代表する選手として運動競技会に出場する場合及びそのための強化合宿に参加する場合、一般に、競技団体等から、本人に対しては代表選手としての委嘱が、事業主(所属長)に対しては派遣依頼が、各々文書でなされ、それに対する事業主(所属長)の承認があつて初めて代表選手に決定されるものであり、また、大会等の参加費用、旅費、滞在費等の経費は、通常、競技団体等が負担することとなっている。

これら委嘱等の事実については、一般的に、運動競技会出場を「業務行為」として認めるための否定的要素ととらえがちであるが、実態調査の結果から、事業主は所属の労働者を国際的競技会等へ出場させるため、形式的に競技団体が定めた手続きを履行したにすぎないのであって、労働者が事業主との間の労働契約に基づき「業務行為」を行うとの事実が否定されるものではないこと。

なお、例えば、国際的競技会への出場については、一般に個人の競技能力が競技団体に評価され、國民を代表して出場するという性格も有するが、企業に所属して運動競技を行う者においては、同時に、事業主の業務命令に基づく行為と認められる場合があり、前者の性格を有することをもって、運動競技会出場が「業務行為」として行われることを否定するものではないこと。また、大会期間中に選手に対する具体的な指揮監督は、選手に競技能力を最大限に発揮させることを目的とした競技技術指導や戦術指導を内容として、主に競技団体により行われるものであるが、事業主の業務命令に基づき出場する労働者で

ある選手の場合には、同時に、事業主の包括的な指揮監督にも服している状況と考えられるものであること(例えば、事業主が所属の労働者に高度の技術を修得させるため、海外の企業に出張させる場合、労働者は、当該企業から具体的な技術指導等を受けてはいるが、同時に事業主からの出張命令に基づく包括的な指揮監督を受けることとなるのと同様である。)。」

Q:なるほど、納得できる判断基準ですね。まあ、オリンピッククラスや国体参加はともかくとして、仕事の後にやっているクラブ活動はどうなるんですかね。

A:いま引用しないけれど、練習をどう見るかとか、それに選手が労働者であるかどうかについても判断要素が書かれているので、それを基準にということになるね。ずいぶん前に再審査の採決でこんな事例があった。岐阜県の繊維工場の女子バレー部の選手が試合中に重症の災害にあった。当然本人は仕事でやっているからと労災保険の請求をすると、単なるクラブ活動の試合と判断され、業務外になつた。しかし、本人にとって高校のバレー部で活躍してスカウトされて入社したと経緯から、到底納得できなかつたんだ。ところが会社側の言い分は、確かに入社時はそうだったが、その後経営方針が変更されて部の運営に会社の予算はあまりつかなくなつたというんだ。その辺はウヤムヤになつたまま、部活動が進められていて、問題になつたということだった。結局、この事例でも審査会は本人の主張を認めて業務上災害とする採決を下している。

Q:確かに事業場内のスポーツなどというのは、業務の範囲から一見はみ出しているようだ、経営と結びついて運営されているというのが多いですね。

前線から

連合が安全衛生センター連絡会議を開催

19 地方連合が参加

愛 知

連合は1月29、30日、第1回連合労働安全衛生センター全国連絡会議を名古屋市で開催した。「各地方ごとに地域労働安全衛生センターを設立する」という目標が、現在進行中の「連合中小職場の労働安全衛生対策5ヶ年計画」における今年度のテーマであり、これまでの地方ごとの安全衛生対策の取り組みを交流して、センター設立の契機にしようというもの。

会議には、19の地方連合担当者が参加した。開催地の愛知は、地方連合発足の翌年に労働安全衛生センターを設立し、労災防止指導員活動の促進や、セミナー等の開催を始め活発な活動を進めてきているが、会議はまずこうした活動の状況の報告を受けた。これ

まで労働組合のナショナルセンター地方組織として、安全衛生対策を組織的に取り扱った経験のない地方も多く、愛知の例は安全衛生活動についてのイメージを含む格好の材料といえよう。

その後、センター作りについての議論が行われたが、労働基準監督署ごとに選任される労働側推薦の労災防止指導員の活動を、どう連合としてまとめるのか、あるいは1つの県連合でセンター作りといつても人材等の面で手に余るというような意見も出された。また、N G Oとしてすでに地域労働安全衛生センターが活動をしている地域で、連合センターが果たす役割をどう考えるのかという

指摘もされた。

行政施策として進められている、都道府県ごとの産業保健推進センターや地域産業保健センターの運営にあって、安全衛生対策についての労働組合地方組織の関与は、重要な意味を持つようになってきており、客観的には地域ごとの連合のきめ細かい取り組みが大切になってきているといえよう。しかし、実際問題として人的資源を含め連合の安全衛生センター設立には、地方ごとの一工夫がいるといえよう。たとえば連合本部からも案として出された、1県ごとでなくとも1ブロックごとに1センターを設立するような方法も十分考慮に値するといえよう。

第2回の連絡会議を5月に開催することを決め、第1回連絡会議は閉会した。



1月の新聞記事から

1/1 00年10月に北九州市のゴルフ場「小倉カンツリー倶楽部」の支配人が、暴力団関係者のプレーを禁止する措置を取った報復で、自宅に押し入った暴力団幹部に包丁で左胸を刺され、1ヶ月の重傷を負った事件で、北九州東労働基準監督署は、労災と認定し01年12月に通知したことが分かった。

1/10 午前10時ごろ、山口県徳山市の市リサイクルセンター2階の瓶と缶の選別作業場で、異臭が漂い、女性作業員7人が気分が悪くなり病院へ。5人は軽傷、2人は点滴治療を受けた。

1/15 97年に急性心不全で死亡した光文社の女性週刊誌「女性自身」の編集者の脇山達氏の遺族に対し、中央労働基準監督署は、過労死を認めなかつた2年前の決定を取り消し、労災認定すると通知した。脇山氏は、裁量労働制で、死亡半年前の月労働時間が250-290時間に上り、昨年12月に緩和された新認定基準で、中央労基署は、1日8時間を超えた場合は時間外労働とみなし、「過去6カ月の時間外労働時間が月平均約83時間で基準を上回っていた」と認定した。「裁量労働制」を採用している職場で過労死が認定されたのは初めて。

1/21 午後3時ごろ、新潟県十日町市の国道253号で、県警十日町署のパトカーに追跡された盗難車が、正面からパトカーに衝突し、制止しようとパトカーを降りた巡査にぶつかり右足に軽傷を負わせ逃走した。

1/22 午前9時ごろ、大阪府寝屋川市のクラボウ寝屋川工場で、樹脂加工窯が爆発し、炉の前にいた技術開発部員ら2人が爆風で開いたドアに当たって飛ばされ、骨折など重軽傷を負った。窯の設定温度80度を超えて300度以上に加熱したため樹脂が出火した。

1/23 午前11時40分ごろ、大阪市天王寺区のマンション建設現場で、作業中のクレーンが強風にあおられ転倒し、走行中のトラック1台が下敷きになり、アームが付近の市営住宅の4階部分を直撃した。クレーンを操縦していた作業員が胸などを打って重傷、トラック運転手と住民2人も軽傷を負った。

管理職として過労死の労災認定をした埼玉県の男性について、東京・品川労働基準監督署は「実質管理職ではなかつた」としてサービス残業代などを含めて遺族年金の算定を見直し大幅に増額して支給していたこ

とが分かった。男性は電気通信工事会社で電話交換機の工事の手順書作成などの業務に就いていたが、96年11月虚血性心疾患で死亡。2000年10月に労災認定された。遺族が支給額の算定を不服と01年4月に審査請求し、11月に東京労働局は、男性が、昇給もなく、部下もない「名目管理職」だったと認定した。

1/25 徳島地裁は、97年に中国・大連に出張中強盗に殺害されたワカメ加工販売会社の会社員について、労災保険法に基づく遺族補償年金を不支給とした鳴門労働基準監督署の処分を取り消した。裁判長は、同市などで日本人が被害に遭う事件が複数発生しており、強盗殺人などの被害に遭う危険性があつたとして、「事件は業務に内在する危険性が現実化したもの」と認定した。

1/28 午後1時20分ごろ、愛知県東海市の同市清掃センターで、点検中の「肺溶融炉」のすり鉢状の底部が爆発、3人が顔面やけどなどで重傷、7人が軽傷を負った。

大阪市天王寺区のマンション工事現場で、23日クレーンが横転した事故で、4本の支柱のうち倒れた北東側の1本は岩盤に打ち込まれていなかつたことが、大阪中央労働基準監督署の調べで分かった。クレーンは、長さ25メートルの鉄製支柱4本を岩盤に打ち込んで支える仕組みで、昨年11月26日に下請け会社が打ち込んだ際、北東の1本が深さ22メートルで入らなくなり、地表に出ていた3メートルをカット、打ち込まないままにしていた。大阪府警天王寺署も施工責任者の三井建設大阪支店を業務上過失障害で事情を聴いている。

1/29 総務省の労働力調査結果によると、完全失業率は前月より0.1ポイント悪化、5.6%になった。完全失業者数337万人のうち、非自発的離職者は、前月比2万人増の125万人。

1/31 99年夏の全国高校野球大会で石川高校野球部総監督が、甲子園球場スタンドで観戦中にくも膜下出血で倒れて死亡した問題で、須賀川労働基準監督署は過労やストレスによる労災と認定した。監督は、発症前2ヶ月の月平均残業時間が100時間を超えていたことや、周囲の期待によるストレスや、炎天下での長時間の指導などが過労につながつたと判断した。

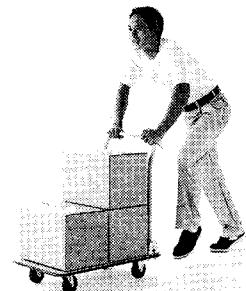
昭和50年10月29日 第三種郵便物認可 「関西労災職業病」 2月号(通巻313号) 02年2月10日発行

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパー・リリーフ) Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパー・リリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男 DR-1G	黒/白	ウェスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女 DR-1L	黒/白	ウェスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用 Relief	グレー・ブルー	ウェスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
		- (ツートン)	骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文下さい。
■パンフレットあります。 関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
"	2部 4,800円
"	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式会社 国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259

(毎月一回発行)